



知的財産って、なんだろう？

知的財産権を理解するための 4つのポイント

21世紀は創造の時代。日々画期的な商品が発明・研究・開発されています。その商品の模倣や盗用を防ぎ、自発的な創作活動の意欲を損なわぬために、発明の保護を目的とした知的財産権制度があります。そのうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つを産業財産権と称します。

① 発明したアイディアを守る特許権

発明と呼ばれる比較的レベルの高く新しい発明（コンピュータープログラム、バイオテクノロジーも含む）を保護するための権利です。発明者に一定期間、一定の条件のもとで独占的な権利を与えて発明の保護を図る一方、その発明を公開し利用を図ることで更なる技術革新を推進していくためのものです。保護期間は、出願日から20年です。

② 考案したアイディアを守る実用新案権

物の形・構造・組み合わせなど発明ほど高度ではないアイディアを保護するための権利です。物の形態に係わるものですから、方法に係わるものは対象となりません。目的は特許権と同様です。また高度なものである必要がないため、小発明とも呼ばれます。無審査で登録され、保護期間は、出願日から6年です。

③ デザインのアイディアを守る意匠権

物の美しいデザインを保護するための権利です。デザインは商品の売れ行きを左右する重要な要素で、同じ性能をもつ商品ならデザインで選ぶことが多いですね。ネジからロケットまであらゆるもののがデザインとして保護を受けることができますが、ウェブサイトのデザインや店のインテリア、髪型は保護の対象なりません。保護期間は登録の日から15年です。



④ 文字等に蓄積された信用を守る商標権

自分が扱う商品やサービスを他人のものと区別するのが商標で、それに蓄積した信用を保護するための権利です。商標は単なる文字や图形と考えられがちですが、文字などを通じて商品のイメージを与える無言の営業マンでそれはかけがえのない財産となります。保護は10年間受けることができ、更新を繰り返すことで半永久的に所持し続けることができます。

1

※このページをコピーしてお使いください。

